

改正概要説明書	
国名：エストニア	法令名：特許規則
改正情報：2004年12月28日経済大臣規則 No. 221, 2005年1月14日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>主な改正概要は次の通り。</p> <p><b>1. 願書の記載要件に関する改正</b>(特許規則第4章-第2部第10条乃至第22条)</p> <p>願書の各項目欄に記載すべき内容が詳細に規定された。願書の様式は、特許庁ウェブサイトから入手することができる(第11条)。</p> <p><b>2. クレームの記載要件に関する改正</b>(特許規則第4章-第4部第35条乃至第43条)</p> <p>クレーム解釈についての定義(第35条)、独立クレーム及び従属クレームの記載要件が追加された。</p> <p><b>3. 分割出願に関する規則の追加</b>(特許第6章-第66条乃至第70条)</p> <p>我が国における分割出願に該当する「特許分離出願」(Separated Patent Application(エストニア特許法第9条))に関する客体的要件、時期的要件、手続的要件が新設規定として追加された。</p> <p><b>4. その他の改正</b></p> <p>用語の定義又は解釈において参照されるべき条約が追加されている(第1条)。</p> <p>その他、発明の名称(第25条)、図面(第44条)、手数料(第46条)、委任状(第47条)、翻訳文(第50条)等、出願手続の周辺事項に関する規定が更新されている。</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p>・<b>第1条 用語の定義</b></p> <p>工業所有権の保護に関する「パリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)」が、「パリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)、特許協力条約(PCT) (RT II 1994, 6/7, 21)、欧州特許条約(EPC) (RT II 2002, 10, 40)、特許法条約(PLT) (RT II 2003, 6, 22)、EPC規則(RT I 2002, 38, 233; 2003, 88, 594; 2004, 20, 141)、工業所有権基本規則(RT I 2003, 18, 98; 82, 555; 2004, 20, 141)」に変わった。また、「法的保護に関する欧州連合の法律」が追加された。</p> <p>・<b>第3条 発明の主題の種類</b></p> <p>発明の主題として、「生物的物质」が追加された。</p> <p>・<b>第4条 発明の単一性</b></p> <p>旧規則第12条に対応する。 発明の単一性の要件が簡略化された。</p> <p>・<b>第5条 発明でない主題</b></p> <p>旧規則第13条に対応する。 旧規則第14条(1)4の「集積回路の回路配置」が新規則11)となった。</p> <p>・<b>第6条 特許性のない発明</b></p>	

旧規則第 14 条に対応する。

(1)において、「3) 診断又は治療のために人又は動物の体に行われる診断方法。ただし、人又は動物の体の 1 生理学的パラメーター(たとえば体温)の直接測定であってかかるパラメーターにより当該人又は動物の健康状態を明確に確認できないものは除く。」が削除された。

(2) 3)において、参照法律に「2003, 18, 102」が追加された。

旧規則(3)が、新規則(2)の 5)及び 6)となった。

旧規則(4)-(6)が削除された。

#### ・旧規則第 4 条-第 11 条

削除された。

#### ・第 7 条 提出書類

旧規則第 15 条に対応する。

旧規則(1) 6)が新規則(2) 4)に移動された。

(2) 2)において、「ただし、特許法に定める規定が適用される場合はこの限りでない。」が追加された。

旧規則(3)が、新規則(3)及び(4)として明確化された。

#### ・第 9 条 書類の言語

旧規則第 17 条に対応する。

(2)において、準拠すべきエストニア著作権基準に「2000, 51, 326 ; 2001, 58, 354 ; 65, 375 ; 93, 565 ; 2002, 9, 47 ; 53, 337 ; 63, 387 ; 90, 521 ; 2003, 82, 551」が追加され、「1995 年 10 月 3 日の共和国政府規則 No. 323 により承認された「エストニア著作権基準の制定のための手続」-RT I 1995, 79, 1349; 1997, 75, 1272」が削除された。

旧規則(4)及び(5)が削除された。

#### ・第 10 条 提出する情報

旧規則第 18 条に対応する。

(1) 1)及び 2)に「複数出願人の場合は、出願人全員」が追加された。

(1) 6)に「出願人がエストニア国内に居住している場合、若しくは出願人が代表者により代理される場合」が追加された。

(4)において、準拠すべき法律として商法典の「2000, 29, 172; 49, 303; 55, 365; 57, 373; 2001, 34, 185; 56, 332 及び 336; 89, 532; 93, 565; 2002, 3, 6; 35, 214; 53, 336; 61, 375; 63, 387 及び 388; 96, 564; 102, 600; 110, 657; 2003, 4, 19; 13, 64; 18, 100; 78, 523; 88, 591」が追加された。さらに「非営利組織法(RT I 1996, 42, 811; 1998, 96, 1515; 1999, 10, 155; 23, 355; 67, 658; 2000, 55, 365; 88, 576; 2001, 56, 336; 93, 565; 2002, 53, 336; 2003, 88, 591)第 4 条」が追加された。

#### ・第 11 条 特許付与を求める願書の様式

旧規則第 19 条に対応する。

(1)において、「これらの様式は、特許庁又は特許庁のウェブサイトから無償で入手できる」が追加された。

(3)は、新設規則である。

#### ・第 12 条 特許出願人に関する情報

旧規則第 20 条に対応する。

(7)において、「特許出願人が、特許法第 44 条 (1) の場合における特許出願の他の者への

移転に関連して、又は同条(2)に規定する場合における特許出願の法律上の承継人への移行に関連して、変更したときは、特許出願人又は特許出願の移転された者若しくは特許出願を移転した者は、新旧の特許出願人双方に関する情報を記載した、データ訂正に係る請求書を特許庁に提出するものとする。請求書には、国の手数料の納付を証明する書類を添える。特許出願が移転された者又は移転した者が請求を提出した場合は、請求には、移転を証明する書類又はその認証謄本を添えるものとする」が追加された。

・ **第 13 条 出願人の代理人に関する情報**

旧規則第 21 条に対応する。

(3)において、ファックス番号及びスタンプに関する規定が削除された。

・ **第 14 条 通信データ**

旧規則第 22 条に対応する。

旧規則(2)が削除され、旧規則(1)の内容が新規則(1)及び(2)で明確化された。

(3)において、「特許法第 131 条(1)の規定に基づき、第三者又はその他の契約代理人に特許庁からの書面による通知を受け取る権限を特許代理人以外の者に与えることはできない」が追加された。

・ **第 16 条 特許を出願する権利に関する情報**

旧規則第 24 条に対応する。

特許出願人に関する情報について、明確化された。

・ **第 17 条 発明の名称**

旧規則第 25 条に対応する。

(2)は、新設規則である。

・ **第 18 条 優先権の主張**

旧規則第 26 条に対応する。

(1)において、「出願人が特許法第 11 条に規定する機会を利用して優先権を確立することを望む場合は、当該データ欄に記入しなければならない」が削除された。

(2)において、「特許出願が複数の最先の特許出願又は実用新案登録出願に基づいて行われた場合は、かかる出願すべての優先権データを当該データ欄に記入するものとする」が追加された。

(4)において、分割出願に関して明確化された。

(5)において、変更出願に関して明確化された。

・ **旧規則第 27 条-第 28 条**

削除された。

・ **第 19 条 国の手数料の納付に関する情報**

新設規則である。

・ **第 20 条 その他の情報**

新設規則である。

・ **第 22 条 署名**

旧規則第 30 条に対応する。

(5)は新設規則である。

・第 24 条 発明の説明の構成

旧規則第 32 条に対応する。  
旧規則(2) 6)が新規則(3)として明確化された。  
旧規則(3)が、新規則(4)として明確化された。  
(5)は新設規則である。

・第 25 条 発明の名称

旧規則第 33 条に対応する。  
(10)は新設規則である。

・第 27 条 技術水準

旧規則第 35 条に対応する。  
(1)において、「技術水準」の記載要件が明確化された。  
旧規則(3)は新規則(2)と同一である。  
旧規則(2)は新規則(3)として明確化された。  
(4)において、「かつ、後者の場合は、前記の一群に含まれる対応発明により解決されるべき技術的課題を表示する」が追加された。

・第 28 条 発明の内容

旧規則第 36 条に対応する。  
(4)において、「発明の単一性の確認のために、その群に属する発明と技術水準に対する総体的貢献におけるそれらの役割との間の技術的つながりを説明することが望ましい」が追加された。

・第 31 条 装置に関する実施例

旧規則第 39 条に対応する。  
(1)において、「装置が電氣的、水力的、空気圧的その他の機構で構成される場合は、すべての機構部品を記述し、それらの接続形態を記述する」が追加された。  
(2)において、「構成要素の番号が試作時の機構部品の名前の一部である場合、番号は括弧なしとする」が追加された。

・第 34 条 配列一覧

旧規則第 42 条に対応する。  
(3)及び(4)は新設規則である。

・第 35 条 特許クレームの目的及び意義

旧規則第 43 条に対応する。  
「特許保護の内容及び範囲は、特許クレームの文言に則して解釈する。発明の詳細な説明、図面その他の図示的資料又はその他の特許出願書類は、特許クレームを解釈する際に、その文言を限定又は拡大するように斟酌してはならない。前記に鑑み、特許クレームの文言は、特許出願の他の書類に記載されている文言から独立していなければならない。特許出願の他の書類は、それに基づいて特許クレームにおける明白な綴り及び計算の過誤を証明し、訂正することが可能な場合に限り、法的効果を有する」が追加された。

・第 36 条 特許クレームの構成及び一般的要件

旧規則第 44 条に対応する。  
(13)は一群の発明に関する新設規則である。

・ **第 37 条 特許クレームの独立クレーム**

旧規則第 45 条に対応する。

(7)-(10)は、特許クレームの記載要件に関する新設規則である。

・ **第 38 条 特許クレームの従属クレーム**

旧規則第 46 条に対応する。

(4)は従属クレームに関する新設規則である。

・ **第 39 条 装置に係る特許クレームの詳細**

旧規則第 47 条に対応する。

(1)において、「第 31 条 (1) は電気回路及びその他の図式にも適用される」が追加された。

(2)において、「当該技術の熟練者が当該要素を独立して作ることができることを条件とする」が追加された。

(3)において、「図面に表示される要素の参照番号を、又は電気その他の図式の場合は要素の符号 (たとえば電気回路の符号「R1」, 「C1」等)」が追加された。

・ **第 40 条 方法に係る特許クレームの詳細**

旧規則第 48 条に対応する。

旧規則 (2)が削除された。

・ **第 41 条 既知の装置, 方法, 物質の使用規定**

旧規則第 49 条に対応する。

旧規則 (1)-(5)の内容が、簡略化された。

・ **第 44 条 図面その他の図示的資料**

旧規則第 52 条に対応する。

旧規則 (5)において、図面等の提出の時期的要件が明確化された。

・ **第 46 条 国の手数料の納付及び国の手数料の納付を証明する書類**

旧規則第 54 条に対応する。

旧規則 (1)において、国の手数料の納付に関して明確化された。

旧規則 (4)は新規則 (4)-(8)で明確化された。

・ **第 47 条 委任状**

旧規則第 55 条に対応する。

旧規則 (1)は、新規則 (1)及び(2)で明確化された。

旧規則 (2)は、新規則 (3)となり、4)で「ただし、共同の代表者の場合においてその権限の範囲の制限が請求されていないときを除く」が追加された。また 5)は削除された。

旧規則 (3)は、新規則 (4)と同一である。

新規則 (5)は、新設規則である。

旧規則 (4)は、新規則 (6)として明確化された。

旧規則 (5)は、新規則 (7)と同一である。

旧規則 (6)は、新規則 (8)となり、「特許法第 20 条(3)」が「特許法 (RT I 2001, 27, 151 ; 93, 565 ; 2002, 53, 336 ; 2003, 88, 594) 第 3 条 (1)」に変わった。

旧規則 (7)及び(9)は、削除された。

旧規則 (8)は、新規則 (9)と同一である。

(12)において、「ただし、委任状又は委任に関する他の書類に別段の規定がある場合はこの

限りでない」が追加された。

・第50条 翻訳文についての一般的要件

旧規則第58条に対応する。

旧規則(1)は、新規則(1)で「特許出願に含まれるすべての書類の翻訳文は、原本に合致していなければならない」に変わった。

旧規則(2)は、削除された。

旧規則(3)は新規則(2)と同一である。

新規則(3)及び(4)は新設規則である。

・第51条 翻訳文の正確さ及び翻訳文の補正

旧規則第59条に対応する。

旧規則(1)及び(3)は、新規則(1)及び(2)と同一である。

旧規則(2)は削除された。

・第52条 文章による書類の記入に係る一般的要件

旧規則第60条に対応する。

旧規則(5)において、書類の上方余白が20mmから40mmに変わった。

旧規則(7)において、「行間若しくは空白行は、文字行とはみなさず、番号は付さない」が追加された。

旧規則(9)は削除された。

旧規則(10)は、新規則(9)と同一である。

新規則(10)は、新設規則である。

・第57条 図面その他の図示的資料の様式に係る要件

旧規則第65条に対応する。

旧規則(1)において、図面記載要件が明確化された。

旧規則(19)において、写真の要件が明確化された。

旧規則(20)は新規則(21)として、明確化された。

新規則(20)は、新設規則である。

・第60条 居所又は所在地が外国にある出願人による特許出願

旧規則第68条に対応する。

旧規則(1)及び(2)において、「特許法第131条(2)の規定に基づき」が追加された。

・第61条 複数の特許出願人による特許出願

旧規則第69条に対応する。

旧規則(1)及び(2)において、「これらの出願人は、それぞれ別個に特許庁に特許を出願することができる」が追加された。

旧規則(3)において、「これらの出願人は、エストニア共和国に居所又は所在地を有する出願人を共通の代表者として選任したときは、特許代理人なしに特許庁への特許出願に係る手続を行うことができる」が、「これらの出願人は、それぞれ別個に特許庁に特許を出願することができる。ただし、これらの者は、特許法第131条(2)の規定に基づき、自分たちの代理を特許代理人に委任するか又は特許法第131条(3)の規定に基づき、特許庁への出願の処理に関するその後の手続の遂行について、自分たちの中から居住地又は所在地がエストニア共和国にある者に委任しなければならない(共同の代表者)。特許出願人は、特許代理人を自分たちの代表者として委任することもできる」に変わった。

旧規則(5)において、「居所又は所在地がエストニア共和国にある特許出願人」が追加され

た。

・ **第 62 条 国の手数料の納付を証明する書類の提出**

旧規則第 70 条に対応する。

国の手数料の納付を証明する書類に関して内容が更新された。

・ **第 63 条 委任状の提出**

旧規則第 71 条に対応する。

(2)において、委任状提出の時期的要件として、「特許庁における特許出願の受領日から 2 月以内に委任状を提出するものとする。特許付与を求める願書に署名した特許代理人が所定の期間内に委任状を特許庁に提出しない場合は、特許出願は取り下げられたとみなされる」が、「出来る限り早く提出することが望ましい。委任状の提出が代理される場合は、特許法第 251 条(1)の規定に基づき、特許庁の定める日までに提出するものとする」に変わった。

(3)において、委任状提出の時期的要件に関し、在外者と国内居住者との区別がなくなった。

・ **第 64 条 優先権の主張を証明する書類の提出**

旧規則第 72 条に対応する。

旧規則(4)において、優先権証明書の翻訳文提出の時期的要件が明確化された。

旧規則(5)は削除され、新規則(5)は新設規則である。

・ **第 66 条-第 70 条**

分割出願に関する新設規則である。